

いわてまち SDGsライター設置要領

(目的)

第1条 町民と協働することで岩手町の魅力や情報の発信を町民目線で行い、町の認知度向上や町民のまちへのシビックプライドの向上などを通して、町の持続可能性を高めるため、いわてまち SDGsライター（以下「SDGsライター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 SDGsライターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 町ゆかりの人及び町内の話題、イベント、風景等取材し、これによって作成した公正かつ中立的な記事及び撮影した写真又は動画（以下「記事等」という。）を町に提供すること。
- (2) その他町長が必要と認める広報活動。

(定数)

第3条 SDGsライターの定数は、町長が別に定める。

(要件)

第4条 SDGsライターの要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 岩手町の魅力を町内外に発信する意欲のある者で、18歳以上の者
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(募集・選考)

第5条 SDGsライターは、町長が別に定める募集要項により、募集及び選考を行うものとする。

(任命)

第6条 町長は、前条の規定によるSDGsライターの応募があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該応募者をSDGsライターとして任命し、次の各号に掲げるものを交付する。

- (1) いわてまち SDGsライター認定証
- (2) いわてまち SDGsライター名刺
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(活動期間)

第7条 SDGsライターの活動期間は、任命された日からその日の属する年度の末日までと

し再任を妨げない。ただし、再任の活動期間については、町長が別に定める。

(任命取消)

第8条 町長は、SDGsライターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該SDGsライターの任命を取り消すことができる。

- (1) SDGsライターから退任の申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する活動ができなくなったとき。
- (3) 第10条の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他SDGsライターとして不適格であると町長が認めるとき。

(活動費)

第9条 SDGsライターの活動に対する費用は、町長が別に定める。

(禁止行為)

第10条 SDGsライターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) SDGsライターの立場を濫用すること。
- (2) 町職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) 取材先等に対して迷惑となること。
- (4) SDGsライターの活動と私事の活動を混同した言動をすること。
- (5) SDGsライター制度の円滑な運営を妨げること。
- (6) その他町長が適当でないことと認めること。

(取材活動への町の仲介等)

第11条 SDGsライターが公共的団体等の活動を取材、または町からの依頼によって取材を行う場合、町は必要に応じて取材の仲介等を行い、SDGsライターの取材活動の支援を行う。

(記事等の編集)

第12条 SDGsライターが町に提供した記事等の著作権やその他の権利は、町に帰属し、記事等に用いられている文言等について、町は、SDGsライターの同意を得たうえで必要な編集を行うことができる。

2 町は、SDGsライターが町に提供した記事等について、SDGsライター自身のSNS等で同様の情報発信をすることについて妨げるものではない。

(記事等の掲載)

第13条 町長は、SDGsライターが町に提供した記事等のうちから適当と認めるものを、

町が運用するホームページ、公式SNS等のWEBメディア、ならびに町が発行する広報紙やパンフレット、フリーペーパー等に掲載するものとする。

2 町長はSDGsライターが町に提供した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

- (1) 町の品位を損なうおそれのある情報
- (2) 特定の個人や団体を誹謗中傷・批判するおそれのある情報
- (3) 法令等に違反、抵触するおそれのある情報
- (4) 公共良俗に反するおそれのある情報
- (5) 事実と相違又は誤認するおそれのある情報
- (6) 社会問題等について特定の個人や団体の主義主張に係る情報
- (7) 第三者の著作権や肖像権を侵害するおそれのある情報
- (8) 政治活動、宗教活動に係る情報
- (9) その他町長が不適切であると認める情報

(免責)

第14条 取材等においてSDGsライターが負ったけが、第三者に与えた損害等に対して、町は、町が損害保険会社と締結した町主催行事や町民活動に係る損害保険契約の範囲内において補償を行うものとし、その他の損害等に対して町は責任を負わない。

(庶務)

第15条 SDGsライターに関する庶務は、みらい創造課において処理する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。